

民法

(債権法)

改正の 現状

1

債権者代位権における事実上の優先弁済の否定

民法改正問題特別委員会 事務局員 高尾 慎一郎

1 問題の所在

債権者代位権は、金銭債権を有する代位債権者が債務者の責任財産を保全して強制執行の準備するための制度（以下「本来型の債権者代位権」という。）であるが、責任財産の保全とは無関係に非金銭債権の内容を実現するための手段としても用いられている（「転用型の債権者代位権」といわれている。）。

そして、本来型の債権者代位権については、判例上（大判昭和10年3月12日民集14巻482頁）、本来型の債権者代位権を行使する代位債権者が、第三債務者に対し、被代位権利の目的物である金銭を自己に直接引き渡すよう請求することを認めており、これによれば、代位債権者は、受領した金銭の債務者への返還債務と債務者に対する被保全債権とを相殺することによって、債務名義を取得しなくても、債務者の第三債務者に対する債権を差し押さえる場合よりも簡単に、債権回収を図ることができる（一般的に「事実上の優先弁済」といわれている。）。

しかしながら、本来型の債権者代位権は、金銭債権を有する代位債権者が債務者の責任財産を保全して強制執行の準備するための制度であるから、事実上の優先弁済を認めることは、本来型の債権者代位権の制度趣旨から逸脱し、強制執行制度との間に

不整合が生じているとの批判がある。

そこで、本来型の債権者代位権における事実上の優先弁済の当否、及び否定すべきとしてその方法が議論されている。

2 法制審議会での議論状況

(1) 第2ステージ

法制審議会の第2ステージでは、債権者代位権について、第40回会議（2012年（平成24年）1月31日）及び第41回会議（同年2月14日）で議論され、さらに第2分科会第2回会議（同年3月13日）及び第3回会議（同年5月15日）でも議論されている。

(2) 本来型の債権者代位権の存置

民事保全・民事執行制度といった、債権者の権利を実現するにあたって債務者や第三債務者の正当な利益が害されないための手続が用意されていることから、本来型の債権者代位権については、学説上は廃止論も存在する。

もっとも、法制審議会の第1ステージにおいても、民事保全・民事執行その他の制度によって本来型の債権者代位権が機能しうる場面の全てを代替することは困難である、交渉の場面ではなお利

用価値があるなどの理由から、本来型の債権者代位権制度をなお存置することについて異論はなかった。

(3) 代位債権者の第三債務者に対する直接引渡請求

上記のとおり、被代位権利が金銭その他の物の引渡しを求める場合には、代位債権者は、第三債務者に対し、自己への直接の引渡しを求めることができるというのが、現在の判例であり、法務省からはこのことを明文化することが提案されており、法制審議会においても、特に異論はなかった。

(4) 事実上の優先弁済の当否

ア 法制審議会において、「本来型の債権者代位権について、代位債権者への金銭の直接引渡しを認めた上で、代位債権者がその金銭の債務者への返還債務と債務者に対する被保全債権とを相殺することについては、これを禁止する旨の規定を設けるものとしてはどうか。」との提案がなされた。

この提案に基づくと、代位債権者が第三債務者から直接受領した金銭から弁済を受けるためには、代位債権者自身を第三債務者として、債務者が代位債権者に対して有する当該金銭の返還債権を差し押さえる必要がある。

イ 法制審議会においては、事実上の優先弁済を否定する見解に賛同する意見も見られたが、相殺を禁止すべきではないとする意見や、一定期間相殺を禁止する形で、完全な相殺禁止ではないが自由な事実上の優先弁済を認めるという考えは改める、などといった意見があった。

ウ 相殺を認めるべきであるとの見解の根拠として、「雇用主が事実上倒産し、未払労働債権がある場合、労働組合が多数の組合員から一括して委任を受けて、売掛先に対し、債権者代位権行使の通知を発送した上で、直接交渉により早期解決を図っている場合がある。相殺が禁止されてしまうと、労働者が債権を直接回収し優先弁済を受けることができなくなる。」といったものや、「債務者からの相殺や相殺合意は禁止されな

い。また、相殺を禁止した場合には自己を第三債務者とする差押えをすることになるが、自身が第三債務者である以上取立ては直ちに完了することから、相殺を認める場合と大きな差はない。そうすると、これまで使われてきた事実上の優先弁済を否定することまでは必要ないのではないか。」といったものがあった。

エ これに対し、事実上の優先弁済を否定すべきとの見解の根拠としては、債権者代位権の制度趣旨を挙げるものや、手続法の視点から、「執行手続に費用や時間がかかるという批判に対しては、執行手続をより利用しやすいものにしていくことが本来のやり方であって、執行手続が取れないからそれについて便法を設ける必要があるというのは邪道である。」との見解があった。

オ なお、事実上の優先弁済を否定する方法としては、代位債権者の債務者に対する被保全債権と債務者の代位債権者に対する金銭返還債権の相殺を禁止する方法のほか、代位債権者の第三債務者に対する直接引渡請求を認めないことによって事実上の優先弁済を否定する方法（直接引渡請求権を否定すれば、債務者の代位債権者に対する金銭返還債権が生じることがなくなるので、そもそも相殺の問題が生じないことになる。）も考えられ、今後、そのような提案がなされる可能性もある。

3 日本弁護士連合会の意見

日本弁護士連合会は、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に対する意見書において、「事実上の優先弁済を一定程度制限することについては、賛成意見が強いが、事実上の優先弁済を全面的に否定することについては、反対意見が強い。」との意見を述べている。

各単位会も、賛成、反対、一定期間の相殺制限等の意見が分かれている。

4 大阪弁護士会の意見

当会民法改正問題特別委員会は、中間論点整理に対する意見書において、「事実上の優先弁済機能を否

定することに賛成する。」との意見を述べている。

その理由の要旨は、①債権者代位権は、債務者の責任財産を保全するための制度として位置づけられているにもかかわらず、被代位権利が金銭債権であるときに限って事実上の優先弁済を認め回収まで図ることができるのは制度の趣旨を超えている、②債務名義取得を前提とする債権執行制度が本来的制度

として用意されているにもかかわらず事実上の優先弁済を認めることは、第三債務者や債務者に対する手続保障の観点から問題がある、③実務上も、債権回収のためには債務名義の取得が必要でありその準備のために民事保全制度を活用すべきと考えられており、相殺を禁止しても、実務に与える影響は極めて限定的である、というものである。



2 詐害行為取消権

民法改正問題特別委員会 副委員長 赫 高規

1 問題の所在

詐害行為取消権については、現行法上、424～426条の3か条が存するのみであり、同様の機能を有する否認権の条文と比較しても、その条文数は著しく少なく、判例法理により多くの規律を補いながら、運用されているといえる。債権法改正にあたっては規律の透明性を高める趣旨で、詳細な条文を設けることが検討されているが、その検討に際し、現行判例法理からの変更が提案されているものも少なくない。本稿では、多数の検討事項の中から、次のとおり、重要論点を3つピックアップして解説を試みることにする。

(1) 偏頗行為の取扱いについて

判例は、偏頗行為のうち一部の債権者への弁済について、特定の債権者と通謀し、他の債権者を害する意思をもって弁済したような場合には詐害行為となるとしている（以下、「通謀等の要件」という）。これに対しては、2004年（平成16年）の破産法等の改正により、支払不能等になる以前に行なわれた一部債権者への弁済は、倒産法上の否認の対象から除外されることになったため、平時における詐害行為取消権のほうが否認権よりも対象範囲が広い場合があるという逆転現象が生じているとされ、問題視されている。そこで法制審議会の第2ステージの審議用に法務省が作成した資料（法制審議会民法

（債権関係）部会資料37「民法（債権関係）の改正に関する論点の検討（7）」）。以下、単に「法制審資料」という。法制審部会第39回会議（2012年（平成24年）1月17日開催）に関する法務省ウェブサイト公表されている。）では、判例における通謀等の要件を明文化する案と、倒産法上の偏頗行為否認の要件と同様の要件を明文化する案が検討対象とされている。なお、第1ステージの審議の際には、偏頗行為についておよそ詐害行為取消の対象にしないものとする案が検討対象とされていたが、当該案に対する慎重論が強かったため、第2ステージでは検討対象から除外されている。

(2) 取消債権者による直接引渡請求の可否及び事実上の優先弁済の制限について

現行判例においては、取消債権者が受益者等に対して債務者に返還すべき金銭を直接自己に引渡すよう請求することを認めているから、取消債権者は、受領した金銭の債務者への返還債務と被保全債権とを相殺することにより、他の債権者に事実上優先して自己の債権回収ができることになる。かかる事実上の優先弁済機能に関しては、責任財産保全という詐害行為取消権の本来の制度趣旨を逸脱するものであるという指摘や、偏頗行為が取消された場合に、債権回収に先に着手した受益者が遅れて着手した取消債権者に劣後するとい

う結論には合理性がないといった指摘がなされている。そこで、法制審資料では、受益者等が返還・償還すべき金銭を取消債権者に対して直接引渡すことを認めただうえで、取消債権者がその金銭の債務者への返還債務と債務者に対する被保全債権との相殺をすることを禁止する旨の規定を設けることを検討対象としている。

(3) 詐害行為取消権の法的性質及び債務者の被告適格について

判例は、詐害行為取消権を、債務者の詐害行為を取り消し、かつこれを根拠として逸出した財産の取戻しを請求する制度（折衷説）として把握しているとされ、取消しの効果は、取消債権者と受益者等との間で相対的に生じ、債務者には及ばないとする（相対的取消し）。これに対しては、例えば逸出財産が不動産である場合に、不動産が債務者名義に回復され、強制執行が行なわれることを理論的に説明することができないなどの問題点が指摘されており、学説上は、逸出財産を受益者等の手元に置いたまま、債務者の責任財産として取扱うべきとする責任説も根強い支持を得ている。法務省資料では、責任説の立場には立たず、詐害行為取消権について、逸出財産を債務者に返還させることを原則とする判例の立場を前提としつつも、個別的にその修正を試みる考え方により検討を進めることを提案している。そして、債務者に対して取消しの効力を及ぼすことを前提として、債務者を被告とすることを義務付ける案と債務者に対する訴訟告知を義務付ける案が検討対象とされている。

2 法制審議会での議論状況

詐害行為取消権に関する法制審議会の第2ステージでの審議は、第42回会議（2012年（平成24年）3月6日）及び第43回会議（同月27日）冒頭においてなされ、さらに一部論点について第2分科会第3回会議（同年5月15日）前半途中以降及び同分科会第4回会議（同年6月19日）前半において審議された。

(1) 偏頗行為の取扱いについて

倒産法学者メンバーから、2004年（平成16年）の破産法等の改正時に、支払不能前の行為については基本的に否認対象にならないことを明確にして取引安全を高める政策判断をしたのに、詐害行為取消権の対象範囲につき上記のいわゆる逆転現象が生じる事態を認めるならば、破産法等改正時の政策目的を達成できないことから、破産法に合わせるか、詐害行為取消権の対象範囲のほうが狭くなるよう規律すべきであるとの指摘がなされた。他のメンバーも、おおむね否認権に整合させる方向を支持する意見が多かった。もっとも、支払不能前の悪質行為に対し対応できるようにするため、対象範囲を拡げるべきであるとの意見や、逆に、支払不能後の行為の取消対象範囲をさらに限定すべきであるとし、支払不能後であってかつ通謀等の要件をみたす場合にのみ取消しうるものとするべきであるとの意見が弁護士メンバー等から出された。

(2) 取消債権者による直接引渡請求の可否及び事実上の優先弁済の制限について

労働者団体出身メンバー、金融機関出身メンバー、弁護士メンバーの一部、経済団体出身メンバーから、判例の認める事実上の優先弁済を維持すべきとする意見ないしこれに好意的な意見が出された。

他方、弁護士メンバーの一部や民法学者メンバーから、事実上の優先弁済を否定すべきものとする意見が出され、全体としては、事実上の優先弁済否定説のほうが多数を占めた印象である。なお、弁護士メンバーの一部より、事実上の優先弁済を否定するのであれば、取消債権者への直接給付を認めただうえで相殺を禁止するのではなく、そもその直接給付を否定する後述の大阪弁護士会提案の仕組みにするほうが合理的である旨の意見が述べられ、これを支持する意見も述べられた。

(3) 詐害行為取消権の法的性質及び債務者の被告適格について

弁護士メンバーの一部から、責任説に立った立法を目指すべきであるとして、各論点についても具体

的な提言がなされたが、責任説による場合、手続法上の手当て等の検討課題が多いこと、個別論点の解決に関し責任説の立場からも様々な意見があり、その集約も困難であることから、責任説を採用せず、判例法理を前提に、その個別修正を図る方向で検討を進める法務省資料の立場を支持する意見が多数であった。また、個別修正説を前提として、判例法理である相対的取消しを修正し、債務者にも取消効を及ぼすものとする考え方については、責任説に立つ者以外では、反対意見は存在しなかった。もっとも、債務者を被告にすることを義務付けるべきか、訴訟告知で足りるかについては、一部の弁護士メンバーより、訴訟告知で足りるとする立場から、固有の必要的共同訴訟とされることによる弊害の指摘がなされたが、被告とすることを義務付ける意見が多数を占めた印象である。

3 日本弁護士連合会の意見

詐害行為取消権に関して記載のある日弁連の意見書としては、2011年（平成23年）9月15日付け「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理に対する意見書」（以下、「日弁意見書」という。）が存するが、当該意見書は、基本的に法制審議会の第1ステージを終えた時点での、全国各単位会の意見の傾向を集約したものにはすぎない。以下は、日弁意見書の内容のほか、第2ステージにおける日弁連司法制度調査会債権法改正バックアップ会議（以下、「日弁BU会議」という。）における各単位会の意見の分布状況についての筆者の印象も適宜紹介する。

(1) 偏頗行為の取扱いについて

日弁意見書においては、第1ステージの際に検討対象とされていた、偏頗行為を詐害行為取消対象から除外する案について、反対意見が強いとされた。また、否認権と同様の要件を設けるべきであるとする考え方に賛成する意見が多数だが、現行判例法理を明文化すべきであるとの意見も有力であるとされた。日弁BU会議における第2ステージの議論でも、否認権と同様の要件を設ける案と現行判例法理の明文化を求める意見が拮抗している状況である。

(2) 取消債権者による直接引渡請求の可否及び事実上の優先弁済の制限について

日弁意見書においては、事実上の優先弁済機能を否定または制限することに賛成する意見が強いとされたが、完全に否定すべきものとする意見は少数にとどまり、制限にとどめるべきであるとする意見が多かったものとされた。他方、事実上の優先弁済を維持すべきものとする意見もあるとされた。もっとも、日弁BU会議における第2ステージの議論では、事実上の優先弁済の制限にとどめるべきものとする意見が若干減り、完全に否定すべきものとする意見が増えた印象である。また、否定の方法について、取消債権者への直接給付を認めたいうえで相殺を制限するという法制審資料と同様の立場のほか、直接給付を否定する後述の大阪弁護士会案を支持する意見も出た。

(3) 詐害行為取消権の法的性質及び債務者の被告適格について

日弁意見書においては、判例法理を維持しつつ個別修正を図っていく方針に賛成する意見が強いとされ、責任説を主張する見解はごく少数にとどまった。日弁BU会議でも同様である。また詐害行為取消訴訟における債務者の取扱いについては、日弁意見書においては、被告とすることを義務付けるべきものとする意見が強いものとされ、その他、責任説の立場から、被告とすべきでないとする意見があった。日弁BU会議においても、大阪弁護士会が訴訟告知説を新たに主張したほかは、同様である。

4 大阪弁護士会の意見

詐害行為取消権に関する大阪弁護士会の意見は、2011年（平成23年）7月28日付け『「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に対する意見書』（76頁以下。以下、「大弁意見書」という。）に記載があるが、その後、当委員会においてさらに議論を詰め、当委員会有志名義の2012年（平成24年）3月6日付け「詐害行為取消権の条文提案」（以下、「条文提案」という。）を作成し、委員等提供資

料として法制審に提出した(法制審部会第42回会議(2012年(平成24年)3月6日開催)に関する法務省ウェブサイト公表されている)。

(1) 偏頗行為の取扱いについて

大弁意見書及び条文提案においては、偏頗行為否認と同様の要件で、偏頗行為を詐害行為取消の対象とすべきことを提案している支払不能等の前の行為を明確に否認対象から除外した現行破産法等の立法判断は尊重されるべきであるし、また、倒産手続のような債権者平等を達成する手段(債権確定・配当制度)を背景に備えていない詐害行為取消権の対象範囲が否認権よりも広がる事態は正当化できないものと考えられるからである。また、偏頗行為否認の要件を加重する趣旨でさらに通謀等の要件を加える案についても、そのように取消対象を限定すべき合理的理由があるか疑問である。かかる限定案は、例えば支払不能の状況にある債務者が、金融債務を棚上げしながら営業継続に必要な仕入債務を満額弁済しつつ、私的整理を期するような場面における債務者の擁護、あるいは、金融機関が債務者の支払不能状況を把握しつつも正当な回収努力の結果として本旨弁済を受けようとする場面における金融機関の擁護を企図しているように思われるが、前者の仕入債務弁済の事例については、債務者は、通常、仕入先に対し信用不安を招かないよう振る舞っているから、受益者の主観的要件をみださず取消しは通常認められない。また、後者の金融機関による債権回収例については、否認権制度が存在する以上かかる努力が報われる保障はもともと存在せず、また、後述のように、事実上の優先弁済を否定する前提であれば、取消後も金融機関は相応の果実をなお保持できる。むしろ、金融機関に対する取消しが否定されれば、私的整理の場面における合理形成プロセスの中で、不当なメイン寄せ要求等を拒む根拠を与え、駆込み回収を是正・防止するという詐害行為取消権の重要な機能が損なわれることになって妥当でない。そもそも通謀等の要件は、単に債務者と受益者の双方が債権者を害する事実を知っていたこと以上に、いかなる事情が存すこ

とを要するのかが曖昧不明確であるとの指摘も従前よりあったところであり、条文に設ける規律として適切なものとはいえないものとする。

(2) 取消債権者による直接引渡請求の可否及び事実上の優先弁済の制限について

大弁意見書及び条文提案においては、取消債権者に対する直接給付は否定すべきものとし、取消債権者は、詐害行為取消訴訟において、取消しとともに金銭を債務者に回復するよう請求すべきであり、そのうえで、当該勝訴判決によって認められた債務者の受益者等に対する当該金銭債権を、被保全債権の債務名義に基づいて差し押さえて、被保全債権の回収を図るべきものとしている。詐害行為取消制度が債務者の責任財産を保全し強制執行の準備をするための制度であることからすれば、受益者等から回復すべき財産が金銭等であるときに限って事実上の優先弁済を認める理由はなく、不動産の場合と同様、強制執行により被保全債権の回収が図られるべきだからである。とりわけ、上記のように偏頗行為の取消しを認める場合には、法制審資料も指摘する遅い者勝ちの不合理が生じており、偏頗行為の受益者が債務者に対する復活債権をもって回復財産の強制執行手続に加入し(仮差押えの執行によることになろう)、按分弁済を受けることができる仕組みを確保するのが妥当であるものとする。取消債権者への直接給付を認めつつ相殺を制限するかたちで事実上の優先弁済を否定する案については、これによれば、取消債権者としては、受益者から金銭等の交付を受けた後(もっとも、任意に交付を受けることができるとは限らない)、自己の債務者に対する当該逸出財産の返還債務を被保全債権をもって差し押さえることになるが、かかる迂遠な方法に採るべき合理性は存在しないというべきである。

(3) 詐害行為取消権の法的性質及び債務者の被告適格について

大弁意見書及び条文提案においては、詐害行為取消権の法的性質について法制審資料と同様の個

別修正説の立場に立っている。もっとも、大阪弁護士会の考え方は、上記(2)のとおり、強制執行手続による被保全債権の回収を取消債権者にとってのゴールと捉える点では責任説と共通しているものといえよう。また、判例法理の相対的取消しを否定し、債務者に取消効を及ぼすべきものと解している。さらに、詐害行為取消訴訟における債務者の取扱いについては、大弁意見書においては被告とすることを義務付けるべきものとしていたが、その後の議論により意見を修正し、条文提案では、被告とすることを義務付けず、訴訟告知を

義務付けるべきものとしている。債務者を被告とすることが義務付けられれば、主観的予備的併合を認めない現行判例を前提とすると債権者代位訴訟に詐害行為取消訴訟を予備的請求として併合提起することが困難になり実務上支障を来すことになるし、また、固有必要的共同訴訟の制約により、取消債権者と受益者等との間で債務者の権利義務に影響を及ぼさない内容の和解をするときや取消債権者が訴えの取り下げをするに際しても常に債務者の同意を得ることが必要となりかねず柔軟な解決の妨げとなり得るからである。

OBA MJ
特別連載

3 多数当事者の債権債務

民法改正問題特別委員会 委員 野村 剛 司

1 問題の所在

多数当事者の債権及び債務(保証債務を除く。)について、現行法では、民法427条以下で、分割債権・分割債務、不可分債権・不可分債務、連帯債務につき規定している、これを改正し、わかりやすく構成しなおそうとするものである。

ただ、それぞれの概念で典型的な事象をどう想定するかにより、求める方向が異なることになり、難しいところである。

2 法制審議会での議論状況

(1) 概念の整理について

債務者が複数の場合として、分割債務、連帯債務、不可分債務を、債権者が複数の場合として、分割債権、不可分債権、連帯債権をそれぞれ規定し(連帯債権については新設する。)、合有と総有については規定しない。

方向性としては、それぞれを規定することは、わかりやすさに通じるであろうが、「連帯債務」については、現行法の連帯債務と異なり、後述するように相対的効力事由を中心とするものにするの

か、それに伴い不真正連帯債務との関係をどうするのか、といった点で様々な意見が出ている。

(2) 不真正連帯債務との関係について

連帯債務の発生原因につき、法律の規定によるほか、当事者の意思表示によって連帯債務となる旨の規定を設けるとの提案につき、審議の中では、連帯債務の具体例を想定したとき、不真正連帯債務の場面を想定しがちであり、不真正連帯債務の位置付けが明確ではない状況にある。

(3) 連帯債務者の一人について生じた事由の効力について

検討事項には、連帯債務者の一人について生じた事由の効力(履行の請求、債務の免除、更改、時効の完成等)につき、両論併記ではあるが、現行法に規定されている絶対的効力事由を見直し、相対的効力事由化する方向性が示されている。

履行の請求については、経済界は絶対的効力事由維持の【甲案】を、研究者からは相対的効力事由とする【乙案】を推し、不真正連帯債務を含めた議論をするのかどうかという観点で議論がされ

ている。

債務の免除、更改、時効の完成については、絶対的効力事由を維持する見解と相対的効力事由もあり得るとする見解がある。

3 日本弁護士連合会の意見

連帯債務者の一人について生じた事由の効力につき、絶対的効力事由を見直すことについては、慎重に検討すべきである。

個別には、履行の請求につき、絶対的効力を否定もしくは制限するとの変更は、慎重に検討すべきである。債務の免除、更改、時効の完成につき、現行の絶対的効力を改めて相対的効力にとどめるとすることは、慎重に検討すべきである。

4 大阪弁護士会の意見

(1) 概念の整理と不真正連帯債務との関係について

概念の整理については、わかりやすさの観点から賛成であり、連帯債務の発生原因につき、明文化することには賛成する。ただ、明文化する場合には、要件の定立が必要となるが、この点、例えば、検討委員会試案のように、「共同で債務を負った」場合等の規定をした場合に不明確さが残ることになるので、注意が必要である。なお、連帯債務の発生原因を明確にするのであれば、不真正連帯債務についても従前の解釈につき明文の規定を設けるべきかを検討すべきである。ただ、不真正連帯債務については、原則相対的効力であることは解釈上確立しており、特に明文化する必要性はないと考えている（不真正連帯債務まで統合した「連帯債務」概念の創設は不要であろう。）。

(2) 連帯債務者の一人について生じた事由の効力について

現行法では、連帯債務者の一人について生じた事由の効力につき、原則は相対的効力としつつ（民法 440 条）、履行の請求、更改、相殺、免除、混同、時効の完成の 6 つの場面で絶対的効力事由を設けているが（民法 434 条から 439 条）、この点、絶対的効力事由の絞り込みの要請が実際上ど

の程度あるのか検討が必要である（現行民法の求償権の循環を避けるとの趣旨も理解できるのではないか。）。

(3) 履行の請求について

相対的効力事由を原則とする方向性でよいのか慎重な検討を要する。あえて規定するならば、【丙 - 2 案】の「相対的効力事由であることを原則としつつ、各債務者間に協働関係がある場合に限り絶対的効力事由とする旨の規定に改めるものとする。」に賛成する。ただし、共同不法行為の場合は、不真正連帯債務で、履行の請求は他の債務者に影響せず（判例）、不真正連帯債務は別途検討すべき問題である。

(4) 債務の免除、更改、時効の完成について

現行法の絶対的効力事由（債務の免除につき、債務の免除を受けた連帯債務者の負担部分の限度で絶対的効力事由とする民法 437 条、更改につき、絶対的効力事由とする民法 435 条、時効の完成につき、時効が完成した連帯債務者の負担部分の限度で絶対的効力事由とする民法 439 条）を維持する【甲案】に賛成する。

相対的効力事由とした場合、債権者に対する求償はできないが、内部求償については可能とすると、免除を受けた連帯債務者が求償を受けることになり、この結論は妥当ではない。現行法の求償の循環を避ける趣旨には一定の合理性があり、基本的に現行法を維持することが妥当である。

なお、債務の免除につき規定するのであれば、連帯債務者の一人に対する債務の免除の意思表示の意味を場合分けする必要がある。ただ、特約により排除できる任意規定であり、特約なく単純に免除の意思表示をした場合にどちらの解釈となるかを明確にしておけば、規定に基づき真意に沿った意思表示を行うことが可能になるのではないか。負担部分については、原則平等としておけば不測の事態は避けられるであろう。